桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務

プロポーザル実施要領

平成28年11月

桜　川　市

１．趣旨

桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務については、公募型プロポーザル方式により候補者を選定することとし、手続き等については、この実施要領に定める。

２．業務概要

（１）業務の名称

　　　 桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務

（２）業務内容（詳細は、受託者決定後に記載する。）

　　 ①　ヤマザクラの詳細調査に関する業務

ア　当市のヤマザクラの価値を確立するために必要な調査の項目を提案し、調査を実施すること。なお、調査の項目を設定するにあたっては、以下を勘案すること。

ａ　当市のヤマザクラの特徴、特殊性に関すること

ｂ　当市のヤマザクラに関する史実、歴史的変遷に関すること

ｃ　国内他地域のヤマザクラとの繋がりに関すること

イ　調査結果を基に、ヤマザクラを後世に残し伝え、また、広く周知するための成果品を提案し、成果品を作成すること。

②　「まちしごと」づくりに関する業務

ア　当市の「魅力」や「らしさ」と続けられる仕事を組み合わせた「まちしごと」をつくるために必要な調査の項目を提案し、調査を実施すること。

　　イ　調査結果を基に、「まちしごと」をつくるプロセスを提案すること。

③　桜川市地域ＤＭＯ準備検討会（以下、「準備検討会」という。）に関する業務

　　ア　準備検討会の発足までのプロセスを提案すること。

イ　準備検討会の設計・運営方法について提案すると共に、準備検討会の開催を支援すること。なお、準備検討会は２回以上開催すること。

　　ウ　準備検討会から桜川市地域ＤＭＯ形成までのプロセスを提案すること。

（３）履行期間

委託契約締結日の翌日～平成29年３月15日（水）まで

（４）その他

（２）①～③の成果品については、受託者決定後に仕様書に詳細を記載する。

３．市とのパートナーシップ

（１）本事業を円滑に推進するため、事業者は、事業期間において、全体を総括する責任者を定め、市とのパートナーシップを構築し、各種業務に一元的に対応すること。

（２）市は、受託者が本業務を円滑に遂行できるよう、市民、事業者等の調整等、必要な事務を積極的に行うものとする。

４．業務に要する費用

金34,981,200円以内（消費税及び地方消費税を含む）

５．プロポーザルの種類

公募型

６．参加資格

桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年10月1日告示第７号）で定められている一般競争参加資格（物品役務）を有しているもので、かつ、次の条件を全て満たすこと。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とすること。

※複数の者も参加資格を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）契約締結の日までの間に、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年10月１日　訓令第36号）を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

７．実施要領、提出書類様式の配布

実施要領、提出書類様式は、桜川市のホームページで公表するので、そこからダウンロードして入手すること。

　　http://www.city.sakuragawa.lg.jp/index.html

８．審査方法

（１）審査委員会

桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、後記13．に基づき事業者を審査し選定する。

　（２）第１次審査

後記10．にて参加表明書を提出した者の参加資格要件を確認し、条件を満たした応募者へ企画提案要請書を通知する。

　（３）第２次審査

後記12．にて提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を各１者選定する。

　（４）参加者が２者未満の場合、本プロポーザルは不成立とみなし、中止する。

９．説明会

　（１）期日

　　　　平成28年11月10日（木）15時から

　（２）場所

　　　　桜川市大和中央公民館２階視聴覚室（桜川市羽田1028番地1）

　（３）質疑応答

　　　　説明後に質疑応答を行う。また、その内容について、市ホームページにて公表する。

10．参加表明書の提出

（１）提出期間

平成28年11月10日（木）～平成28年11月14日（月）17時00分まで（必着）

（２）提出書類

①　参加表明書（様式１）

②　会社概要説明書（様式２－１）

③　企業状況表（様式２－２）

④　業務実績確認書（様式３）

⑤　業務の実施体制調書（様式４）

　（３）提出部数　各１部

（４）提出方法

郵送又は持参により提出すること。

1. 郵送：配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。

②　持参：事前に電話連絡の上、持参すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

（５）提出場所

桜川市役所総合戦略室

住所：〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023　電話：0296-58-5126（直通）

11．第１次審査の結果通知

第１次審査結果は、平成28年11月15日（火）までに次のとおり通知する。

　（１）第２次審査の対象となる者

　　　　企画提案要請書を通知する。

　（２）第２次審査の対象とならない者

　　　　その理由を通知する。

　（３）通知方法

　　　　参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

12．企画提案書の提出

前記８．（2）で示した企画提案要請書を通知された者は、企画提案書を提出することとする。

（１）提出期間

平成28年11月15日（火）～平成28年11月21日（月）正午まで（必着）

なお、期限内に企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

（２）提出書類

①　企画提案書

ア　企画提案書には、「桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務　委託仕様書」を踏まえつつ、次の区分の順に提案内容を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 内　　容 |
| １ | ヤマザクラの詳細調査に関する提案 | 当市のヤマザクラの価値を確立し、後世に残し伝えると共に広く周知するために必要な調査の項目、成果品の種類等に関する提案を記載する。 |
| ２ | 「まちしごと」づくりに関する提案 | 当市のまちの「魅力」や「らしさ」と続けられる仕事を組み合わせた「まちしごと」をつくるために必要な調査、「まちしごと」をつくるプロセスに関する提案を記載する。 |
| ３ | 桜川市地域ＤＭＯ準備検討会に関する提案 | 桜川市地域ＤＭＯ準備検討会の発足までのプロセス及び準備検討会の運営・設計、開催時の支援に関する提案、桜川市地域ＤＭＯ形成までのプロセスに関する提案について記載する。 |
| ４ | 実績及び業務の進め方 | これまでの類似業務の実績、本業務を進める上での方針や考え方、市と受託者の役割分担について記載する。 |
| ５ | スケジュール | 本業務の具体的なスケジュールを記載する。併せて、スケジュールの効率性、実効性を確保するための方策を記載する。 |
| ６ | 実施体制 | 業務を実施するための人員・体制をできる限り具体的に記載する。 |

イ　用紙サイズはＡ４版縦とし、横書きとすること。A3版の用紙をＡ4サイズに織り込むことも可とする。

ウ　文字サイズは、12ポイント以上で作成すること。

エ　使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

①　企画提案書データ（ＰＤＦ）

②　業務実績確認書（前記10．（２）④の再提出）

③　業務の実施体制調書（前記10．（２）⑤の再提出）

④　参考見積書（内訳書も添付すること。様式自由Ａ４）

業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格、並びに税込価格）を記載すること。

（３）提出部数　各10部（原本１部、残り9部は写しでも可）

　（４）提出方法　前記10．（４）に同じ。

（５）提出場所　前記10．（５）に同じ。

13．プレゼンテーション（第２次審査）

　（１）実施日時、場所

平成28年11月22日（火）を予定。詳細日程については、企画提案要請書を通知された事業者の参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するものとする。

　（２）実施時間

１事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とすること。

　（３）出席者

プレゼンテーション出席者は、プレゼンテーションを行う者１名、その他補助する者２名の計３名以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者が行うこと。

　（４）その他

　　①　プレゼンテーションは、非公開とする。

② プレゼンテーションは、前記12．で提出された企画提案書を用いて行うこととし、プロジェクター等を使用することは認めない。また、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

14．第２次審査の結果通知

　　 第２次審査結果は、平成28年11月下旬に次のとおり通知する。

（１）最優秀提案に選定された者

最優秀提案に選定された旨について通知する。最優秀提案者を本事業契約に向けての優先交渉者とする。

　（２）優秀提案に選定された者

優秀提案に選定された旨及び最優秀提案に選定されなかった理由について通知する。優秀提案者を次点交渉者とする。

（３）提出された企画提案書が選定されなかった者

選定されなかった旨及びその理由について通知する。

（４）通知方法

文書及び参加表明書に記載されたメールアドレス宛てへ電子メールで通知する。なお、審査結果等に関する問合せには応じない。

15．審査基準及び配点

　 （１）第１次審査

　　　 ①　会社概要

実績及び経営状況等について審査する。

　　 　②　実施体制等

　　　　　 実施体制、管理責任者及び主担当者の資格・経験年数等を審査する。

　 （２）第２次審査（プロポーザル）

①　プロポーザルは以下の審査項目に基づき審査する。基本事項（60点／200点）

ア　業務実績、取り組み方針・考え方、役割分担

イ　スケジュール

ウ　実施体制

②　提案事項（140点／200点）

ア　ヤマザクラの詳細調査に関する業務

ａ　当市のヤマザクラの価値を確立し、後世に残し伝えると共に広く周知するために必要な調査に関する提案

ｂ　上記調査をまとめた成果物に関する提案

イ　「まちしごと」づくりに関する業務

ａ　当市の「魅力」や「らしさ」と続けられる仕事を組み合わせた「まちしごと」をつくるために必要な調査に関する提案

ｂ　「まちしごと」をつくるプロセスに関する提案

　　　　 ウ　桜川市地域ＤＭＯ準備検討会に関する業務

　　　　　 ａ　準備会発足のプロセスに関する提案

ｂ　準備会の設計・運営及び支援に関する提案

ｃ　桜川市地域ＤＭＯ形成までのプロセスに関する提案

16．失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

（２）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合。

（３）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合。

（４）虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合。

（５）参考見積書の金額が「３.業務に要する費用」を超過した場合。

17．契約

審査委員会から最優秀提案に選定された者をこの業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とするものとする。ただし、最優秀提案に選定された者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、優秀提案に選定された者を見積書の徴収の相手方とする。

18．その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出された書類は、原則として返却しない。

（３）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

（４）配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。

（５）企画提案書等は、事業者選定等に伴う作業等において必要な範囲において、複製を作成することがある。

19．担当部署

　前記10．（５）に同じ。